

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月24日（金）午後1時30分から午後3時
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 羽生市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程の廃止について
議案第5号 羽生市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程の制定について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原繁

事務局次長 野口武士

主任 高見直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、3月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	1番 飯塚真砂美委員、2番 小林容彰委員のご両人をお願いします。
	す。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果
報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。160号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人
	へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約30mの
	範囲に位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で問題な
	いと思われま
	す。受付番号161から164号は、譲受人が同一でありますので、一括してご説明申し上げます。161から164号の農地につき
	ましては、羽生市三田ヶ谷農林公園の管理者である
	が耕作してきました。来月より譲受人
	のが、同
	公園の指定管理者となり、
	に代わり、耕作を行うものです。
	申請農地は、事務所である農林公園から、約100mの範囲に位置して
	おります。申請の事由は、農業を行うため権利を設定するもので問
	題ないと思われま
す。165号では、譲渡人は耕作が難しいことから、	
譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約	
800mに位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で問題	
ないと思われま	
す。	
そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がない	
と思われま	
す。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して	
いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えま	
す。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
11番	受付番号160号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書

	<p>類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
10番	<p>受付番号161号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
10番	<p>受付番号162号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
10番	<p>受付番号163号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p>

	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
10番	受付番号164号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
5番	受付番号165号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	（起立全員）
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による

(議案第2号)	許可申請については、許可することに決定いたします。
	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
	を議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。166号では、農家住宅敷を拡張するものです。申請人は相続にて取得しました。当該農地は、母屋の建替えの際に宅地として昭和46年から利用していました。今回改めて農地法の許可を得て、農家住宅敷拡張としての申請を行うものです。農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、例外に該当し、許可相当になるものと思われます。167号では、貸駐車場を設置するものです。現在の敷地内の駐車スペースは台数に限りがあり、この際には、路上駐車となっております。周辺に住宅も増え、交通量も増加傾向にあり、また地域住民から、路上駐車に対する指摘もあり、新たな駐車場が必要となっていました。申請人の理解もありこの度、貸駐車場敷の申請を行うものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が消防団員の車両を駐車する貸駐車場敷として公共性の高いものであるため、例外に該当し、許可相当になるものと思われます。また、農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
8番	受付番号166号について調査報告いたします。
	<p>まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、(詳細に説明)です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>申請地は、私が平成15年に父の死亡により相続で取得した土地であります。元々申請地は農地として利用されていたのですが、昭和46年に南側に建っていた母屋を建て替える際に、申請地に新たな母屋を建て、その後南側の建物を取壊し、また、新たな通路敷を設けたため現在のような利用形態となっております。当時のことはすべて</p>

	<p>亡くなった父が差配しており、私自身も当時12歳であったこともあり相続登記するまで農地であることを知らずにいたため、困惑した次第です。諸手続きを早めにするべきではあったのですが、なかなか機会もなく今日に至ってしまいました。私も高齢になり、何も知らない子供にそのまま渡すのは心苦しく、整理をすべく決断した次第であります。現在、私は 〇〇〇〇 に住んでおり、相続して以来、毎日昼に羽生に来て相続した家屋及び農地の管理を行うため、農機具及び農業用機械を置いて、利用しております。本来であれば建替える際に併せて手続きするのが望ましいとは思いますが、資金的にも建替え等の計画は難しいため、今回申請をするものです。亡き父が行ったこととはいえ、農地法に違反していることは深く反省し、今日是非正させて頂きたく申請するものです。</p> <p>なお、農地法許可申請の許可が下り次第、現在住宅敷として利用されている農地を宅地に変更し、現在農地として利用されている宅地を農地へ地目変更登記を行い、現況の利用形態と合致させたく存じますので、よろしくご配慮くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
8番	<p>受付番号167号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>農業を営む80歳になる者です。自宅近傍に 〇〇〇〇 の敷地がありますが、 〇〇〇〇 を駐車するスペースがほとんどないため、 〇〇〇〇 等の際には前面道路に路上駐車となってしまう場合が多くあります。また、近傍の 〇〇〇〇 がありますが、地域の行事の際には駐車スペースが必ず十分でないため、同様に路上駐車となってしまう場合も少なくありません。更には、近傍に位置する 〇〇〇〇 小学校の学校行事・PTA行事等の際にも同様のケースとなつてしまっています。路上駐車となってしまう道路は通学路となつていますが、国道と県道を連絡する抜け道のような道路のためスピードを出す自動車が比較的多く、また、周辺にも住宅も増加したためか交通量も増加傾向にあります。地域の住民から、路上駐車危険性を指摘する声もこのところ増えてきており、そのような現状を受けて、地域の自治会の役員等から、 〇〇〇〇 に隣接する私の所有する農地を賃借して駐車場として利用したいという要望があり、地元のために役に立つのであれば喜んで引き受けようと思ひ、今般申請するものです。</p>

	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第3号)	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。168号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、アパートで生活しており、部屋が手狭になり自分達の家を持ちたいと考えました。申請農地は妻の祖父の所有地で妻の実家に隣接しており、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。169号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、アパートで生活しており、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、小学校や大きな商業施設が近くにあり、また妻の勤務先も大変近く、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。170号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、アパートで生活しており、将来を考え自分達の家を持ちたいと考えました。申請農地は父の所有地で実家に隣接しており、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。171号では、介護施設を設けるものです。譲受人は、市内で介護事業を展開しております。現在賃貸物件にて介護事業を運営しておりますが、この物件の老朽化による建物の更新と利用希望者のニーズに対応するため、新たに建築することを計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、介護施設敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。172号では、駐車場を設けるものです。譲受人は、 に本社を置き、運送を行っている法

	<p>人です。このほど、従業員駐車場に新たな倉庫を計画しております。</p> <p>そのため従業員15名分の駐車場が必要となり、今回、駐車場敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。</p> <p>また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。</p> <p>そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1 番	<p>受付番号168号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市内の賃貸に居住しております。手狭になったため、自己用住宅を持ちたく家族と相談をいたしましたところ、将来両親の面倒を見るためにも実家の近所に建てるのがよいということになりました。</p> <p>土地を探しましたが適当な土地がないため、義理の両親に相談しましたところ今回の申請地を義祖父から借用して専用住宅を新築する了承を得ました。農地転用を認めていただきたく許可申請をいたします。審査のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
6 番	<p>受付番号169号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、市内のアパートに妻と住んでいます。平成26年10月から現在の集合住宅に住んでいて令和2年に結婚をしたころから専用住宅を建設したく土地を探していました。夫婦ともに羽生市内に勤務しているので生活環境をなるべく変えないように現在の住居近辺の市街化区域で探したが見つからず市街化調整区域に広げ探したところ本申請地を見つけ申請に及ぶものです。なお、申請地は妻の勤務先に大変近く、また小学校も近く将来何かと便利な場所ですので何卒ご許可下さいますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
2 番	<p>受付番号170号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>

	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私どもはそれぞれ28歳の会社員ですが、昨年結婚し、現在は実家近くのアパートに居住しております。今後家族が増えることも予想されマイホームの建築を考えていたところ、実家に隣接して父が所有する本件申請地を利用することの承諾を得たため、今般申請するものです。申請地は実家に隣接しており、規模・形状についても住宅の敷地として最適地であるため選定しました。現在の実家の土地を除いて、両親、私どもの所有する土地はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
9番	<p>受付番号171号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>これまで賃貸物件において事業を行ってきたが、以下の事情を考慮し、新事業所を建設し移転することとした。賃貸物件において事業を行っているが、老朽化が進んでいる。2020年9月期の決算において売上は6,400万円ほどであり、現行期も売り上げは拡大している。移転後は年商9,300万円程度を見込んでおり、現在の賃料を考慮すると十分投資効果はあると判断した。これまでどおり通所介護をメインにし、ケアプランセンター、介護施設を建築する新築により面積が広くなり、受け入れ可能な利用者数も増え、売上増加が見込める。感染病予防対策設備の増設と強化、トレーニング機器を設置し運動機能改善に特化した施設にすることで差別化が可能となる。現在は古い施設で、安全面でも不安がある。また、部屋数も足りていない。心機一転、感染病予防対策設備の充実、綺麗で安心で安全重視の施設を建設したい。今後、増設もできるようにし、隣接事業を誘致したり、従業員の福利厚生施設なども充実させたい。利用者、従業員ともに喜んでもらえる施設とし、企業として成長していきたいと思っている。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
7番	<p>受付番号172号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p>

	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社は、 に本社を構え、運送業を主たる業務とし営業活動を行っております。最近の商品の配送業務を受けるのに倉庫を保有しそこに一時的ではあるが商品を保管し、必要に応じ配送をする依頼が多くそのために倉庫の保有が必然となります。業務拡大を進めていくことによりお客様の信頼も得ることができ、ますます会社の活性も計れます。そこで弊社も自社倉庫を所有することにより、より一層仕事量も増加し会社の利益になることから倉庫の増設を ・
	羽生市を中心に計画し羽生市の既設倉庫の隣接に倉庫を増設いたしました。次は本社近くにも倉庫の建設の計画があります。羽生の新設倉庫敷地の場所に駐車していた待機車両や従業員の駐車場が倉庫建設敷地になったために、駐車場が不足となり、このたびの駐車場敷地の農地転用許可申請となります。今回の駐車場敷地は
	の倉庫に勤務する従業員の駐車場敷地として利用します。駐車場は現在の地盤の上に砂利を敷き転圧し、隣接の農地に影響のないよう十分注意し利用します。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第4号)	引き続き、議案第4号 羽生市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程の廃止（案）に対する意見についてを議題といたします。事務局からの説明をお願いします。
事務局	議案第4号 羽生市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程の廃止についてご説明いたします。この廃止は、従来市の条例で保護していた個人情報のルールですが、国のルールが変わり包括的に保護される事になり、現在の個別の条例が必要なくなったため、廃止をするものです。
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、ここでご意見を受けたいと思います。ご意見ございますか。

(議案第5号)	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいまの議案第4号について、廃止案を認めることとして決定したいと思いますが、賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第4号については、決定いたします。
	引き続き、議案第5号 羽生市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程の制定に対する意見についてを議題といたします。
	事務局からの説明をお願いします。
事務局	議案第5号 羽生市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程の制定についてご説明いたします。先ほど廃止の個別条例に代わり、新たに個人情報保護のルールを制定するものです。
議長	ただいま、事務局から説明がありました。ここでご意見を受けたいと思います。ご意見ございますか。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいまの議案第5号について、制定することとして決定したいと思いますが、賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第5号については、決定いたします。
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり、住宅敷5件、店舗敷1件、建売住宅敷1件、介護施設敷1件ございました。
	報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定(等促進事業)に係る合意の解約となります。65件ございました。
	報告事項3 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました、2月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、4条が1件、5条が10件ございました。
	以上で、議案に係ります報告事項を終了させていただきます。
	① 4月の定例農業委員会について
	② 農地相談会について
	③ 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
	④ 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

	⑤ 農地取得にかかる下限面積要件の撤廃について
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和5年 3月 24日</p> <p style="text-align: right;"> 会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____ </p>	